

え生國魂社樹などみえて、また隼別王の舍人等の歌の詞にイツキと見えしを、私記に森也と釋せしが如きこれ也、また此事によりて、神社にしもあらねど、凡木多くしげき所をもモリなどいひしを後人遂に木多貌也といふ義もあれば、森の字借用ひ、モリと讀む事にもなりし也、かゝるならはしいづれの代にも多かる事なり、古の語に、神社をモリともイツキともいひし其義の如きは既に闕けぬと見えしかど、素戔烏神新羅の曾戸茂梨の所にやどり給ひしと見えし、また神籬の字讀てヒモロギといふ、そのモリといひ、モロといふ、并にこれ古に神を齋祀するものをさし云ひし所にて、また後にはハヤシなどいひしに同じき事にぞ見えたる、モリといふもの、事字日本紀にみえし所にて、世の人ふるく用ひ來りねればこゝに附し。

〔新野問答〕杜

杜字如被示候、森の字之意に用申候、万葉集に社字を森と用ひ候は、左様に讀來候、但萬葉は上古之物に候故、其訓斷絶候て、延喜中知る人なく候か、天暦に至て、源順押て訓を加へ候、爾來古點新點さまぐ候へども、畢竟は先づ無理讀に候、因茲彼集は證據に成候事も候、又うたがはしき事も候、社字杜の訓に用ひ候は誤にて可有之候、但古今集中、

ねぎごとをさのみき、けんやしろこそはてはなげきのもりとなるらめ

社字を杜と訓じ候事もやと、臆説ながら申試候是非如何候半、大略社は木亥げき所に候へば、森とも申べきや、韻會に周禮を引て、二十五家爲社、各樹其土所宜之木など候へば、社之字をもりと訓候はさも有べきやとも存候、杜字を森の字意に訓候は、字書ニ說無所據よ、萬葉之社の字を誤て、杜の字に古來用ひ候誤も知るべからず、又別に子細も候歟、

〔倭訓栞前編三十三〕毛利より、林叢をいふ、盛の義なるべし、杜をよむは、日本紀、新撰字鏡に見えたり、杜はかつらとよみて、神地に殖るもの也、よて萬葉集に神社をよめり、神名式の神社の字亥かよ